

## 埼玉県議会自由民主党議員団 議員提案政策条例案の策定に係るパブリックコメント手続に関する基本方針

### (目的)

第1条 この基本方針は、埼玉県議会自由民主党議員団の議員提案政策条例案の策定にあたり、県民だれもが意見を述べることができる機会を保障し、条例案策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るために、議員提案政策条例案の策定に係るパブリックコメント手続について定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この基本方針において議員提案政策条例案とは、地方自治法第112条第1項の規定により埼玉県議会に提出される条例案のうち、議会の組織又は運営に関する条例案以外の埼玉県の実施する政策に関する条例案をいう。

2 この基本方針において県民とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県内に所在する学校に在学する者

3 この基本方針においてパブリックコメント手続とは、議員提案政策条例案の策定過程において、当該条例案の趣旨、内容等を広く県民に公表し、これらについて提出された県民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する埼玉県議会自由民主党議員団（以下「自民党県議団」という。）の考え方を公表する等の一連の手続をいう。

4 パブリックコメント手続は、議員提案政策条例案の策定に対して県民の賛否を問うために行うものではない。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、議員提案政策条例案（条例の一部改正に係るものも含む。）の骨子案（以下「条例案骨子案」という。）とする。

ただし、次に掲げるときは、この基本方針に定める手続（以下「手続」という。）を省略することができるものとする。

- (1) 公益上、緊急に条例を策定する必要があるため、手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理のため、軽微な改正を行うとき。

(条例案骨子案の公表)

第4条 自民党県議団は、議員提案政策条例案の策定をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に条例案骨子案を公表する。

2 前項の規定により条例案骨子案の公表を行うときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 条例案骨子案の概要（条例案骨子案を作成した趣旨、目的及び背景を含む。）
- (2) その他必要な資料

(条例案骨子案の公表方法)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 自民党県議団のホームページへの掲載
- (2) 報道機関への発表

(意見の提出期間)

第6条 自民党県議団は、県民が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、1か月程度の意見の提出期間を定め、条例案骨子案を公表する時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第7条 自民党県議団は、意見の提出方法としてホームページによる送信機能、郵便、ファクシミリ等の手段を活用することとし、条例案骨子案を公表する時に明示するものとする。

2 意見を提出しようとする者は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(意見の取扱い及び公表等)

第8条 自民党県議団は、提出された意見を考慮して、議員提案政策条例案について意思決定を行うものとする。

2 自民党県議団は、意見の提出期間が終了した後、議員提案政策条例案が議決されるまでの間、埼玉県議会等において、提出された意見の内容に関する情報提供を行うものとする。

3 自民党県議団は、埼玉県議会において議員提案政策条例案が議決されたときは、提出された意見に関して、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見の提出者数及び件数
- (2) 提出された意見及びその意見に対する考え方（意見を反映できなかったときは、

その理由を含む。)

- (3) 提出された意見を反映して、条例案骨子案の修正を行い、これに基づく条例案の修正を行ったときは、その修正内容
- 4 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 5 提出された意見の件数が多いときは、提出された意見及びその意見に対する考え方を適宜整理することができる。
- 6 第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 自民党県議団のホームページへの掲載
  - (2) 報道機関への発表

(個人情報の適切な取扱い)

第9条 自民党県議団は、手続を実施するに当たり取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

(見直し)

第10条 この基本方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この基本方針は、令和5年1月28日から施行する。